

SNS を活用したインバウンド誘客情報発信業務 仕様書

1 委託業務名

SNS を活用したインバウンド誘客情報発信業務

2 業務の概要

訪日旅行の傾向として顕著となっている外国人個人旅行者（FIT）に対し、海外から本県への更なる誘客を図るため、英語圏、香港、韓国市場に Facebook ページや Instagram 等の SNS を活用した情報発信を行い、本県への来訪意欲を高めることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務委託内容

（１）公式 SNS アカウトによる情報発信

以下の徳島県公式アカウントに掲載する記事を当該言語で作成し、情報発信を行うこととし、情報発信にあたっては、ネイティブチェックを徹底すること。

言語	種別	投稿頻度	URL
香港	Facebook	週 3 回以上	https://www.facebook.com/tokushima.hk
	Instagram		https://www.instagram.com/tokushima.hk/
英語	Facebook	週 3 回以上	https://www.facebook.com/Discover.Tokushima/
	Instagram		https://www.instagram.com/discover.tokushima/
韓国	Facebook	週 3 回以上	https://www.facebook.com/tokushima.kr
	Instagram		https://www.instagram.com/tokushima.kr
	NAVER ブログ		https://blog.naver.com/tokushima_kr

ア 発信する情報については、事前に発注者と十分協議するとともに、原則として受託者が情報や必要な画像・映像を収集すること。なお、掲載許可は受託者が取得することとし、掲載許可にあたっては、徳島県が実施する他の事業でも無償で掲載できるように取得すること。また、特集等を発信する際には本県を訪問の上、情報等を収集すること。

イ 発信内容は観光地、アクセス情報、キャンペーン情報等、徳島県へのインバウンド誘客の促進に資するものとし、発信にあたっては市場特性や各 SNS のアルゴリズムを意識し、投稿方針を提案すること。

ウ 発注者が随時行う情報発信依頼については、日本語原稿を現地語に翻訳の上、情報発信を行うこと。この場合においては、当該記事も合わせて週平均 3 日以上の情報発信と数えて差し支えない。

エ 大規模災害発生時などの緊急時には、週3日以上の情報発信とは別に、発注者からの依頼に基づき、緊急事態に関する情報を発信すること。

オ ユーザーからのコメントやメッセージは原則として迅速に対応すること。なお、必要に応じて発注者と協議するものとする。

カ 各 SNS におけるカバー画像およびプロフィール画像を作成すること。なお、写真のサイズはスマートフォンでも適切に表示されるものを作成すること。

キ 業務遂行上必要な進行管理、連絡調整業務のほか、各 SNS の運営においてその他必要となる業務を行うこと。

(2) 徳島県の魅力を発信するキャンペーン等の企画及び実施

閲覧者の増加により来訪意欲の向上をさらに高めることを目的として、キャンペーンや広告等を実施すること。また、目的を達成する上で効果的な手法がある場合は幅広く提案すること。

(3) 目標の設定

各公式 SNS アカウントのフォロワー数や PV 数等の目標を(2)の実施も考慮し、設定すること。

※【参考】令和5年度(令和5年7月1日～令和6年3月25日)の数値は以下のとおり。

	フォロワー数 (年度末)	リーチ総数		フォロワー 増減数	リンククリック数
		オーガニック	広告		
香港 FB	51,712	141,407	151,061	+2,450	4,901
英語 FB	46,335	163,342	0	+540	400
香港 IG	4,438	16,521	50,321	+1,174	2,589
英語 IG	774	6,574	0	+181	0

※【参考】令和6年度(令和6年5月10日～令和7年3月31日)の数値は以下のとおり。

	フォロワー数(年度末)	リーチ総数	フォロワー増加数
香港 FB	54,690	1,434,784	+2,978
英語 FB	49,290	2,489,621	+2,955
韓国 FB	1,322	531,533	+1,322
香港 IG	6,228	198,639	+1,790
英語 IG	2,078	315,474	+1,304
韓国 IG	1,888	366,559	+1,888
韓国 NAVER	407	6,568	+407

(4) 報告書の作成

ア 各アカウントの投稿内容の日本語訳と、投稿ごとのリーチ数、いいね数、シェア数、サイトリンクのクリック数、エンゲージメント数、(3)で設定した目標の進捗状況等を簡単な傾向分析と今後の投稿方針とともに毎月報告すること。報告期限は毎月10日までとする。

イ 本業務完了後、最終実施状況について実績報告書としてとりまとめ本業務で取得した写真やイラスト等の成果物とともに提出すること。提出にあたっては、電子データで提出すること。

5 特記事項

- (1) 目的を達成するための効果的な施策がある場合は積極的に提案すること。
- (2) 必要なイラスト等は受託事業者で作成する。
- (3) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議しながら事業を進めること。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物、制作物、記事等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、徳島県に帰属する。
- (5) 記事等の投稿に当たり使用する写真、動画、イラスト等の素材については、受託事業者の責任において著作権を有する原作者や作曲者等の使用承諾を行い、発注者が後に使用する場合においても問題が生じないようにすること。写真及び動画の使用に際しては肖像権を侵害しないよう努め、疑義が生じた場合には受託事業者の責任において解決すること。
- (6) 納品物等の送料及び保管料については受託事業者の負担とする。
- (7) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。